

5-2. フラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準(UN-R137)

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの(車両総重量3.5t以下のものに限る。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車※

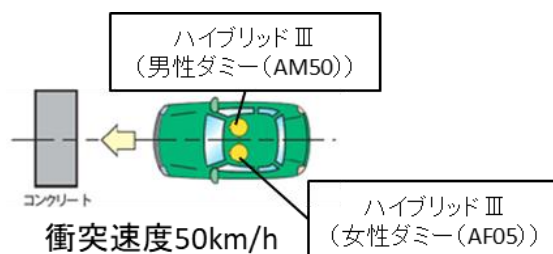
※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- 改正概要

- 我が国では、フラップ前面衝突時の乗員保護に係る安全対策を推進するため、平成28年に保安基準を改正し、乗員の胸部圧迫に関する基準値を34mm以下に強化した。

- 今般、国際的な議論を踏まえた上で、更なる乗員保護対策を行うため、以下の改正を行う。

- ・当該基準(胸部圧迫に関する基準値を34mm以下とする基準)の貨物車の適用範囲を3.5t以下まで拡大(従来は2.8t以下のみ)
- ・新型車のみならず、継続生産車に対しても当該基準を適用



フラップ前面衝突試験法

- 改正時期(予定)
令和2年12月下旬
- 適用時期(予定)
調整中